

競漕規則(平成 25 年 8 月改訂)に関する質問について

クルー関係者から提出されました競漕規則(平成 25 年 8 月改訂)に関する質問については次のとおり回答します。

競漕規則第 10 条第 1 項について

質問事項①

舵手なし艇に多く使用されている、いわゆる「レート計」については、艇を返した場合に落下したり、ぶらぶら動くことがない状態であれば、台座を含めて艇重量に含まれると解釈してよいか。

【回答】

レート計(ストロークコーチ)については、固定されていれば、台座を含め、艇重量に含まれます。

質問事項②

舵手つき艇コックスに使用されている「コックスボックス本体(アンプ)」は、艇側の枠あるいは固定カップにマジックテープ等で固定され、艇を返した場合に落下したり、ぶらぶら動くことがない状態であれば艇重量に含まれると解釈してよいか。

【回答】

コックスボックス本体(アンプ)については、アンプが艇側の受け枠や固定カップに挿入され固定されている場合には、艇重量に含まれます。この場合に限り、艇の運搬時や艇を返した場合のアンプの落下を防ぐために一時的に取り外すことを認めますが、計量時にはレース時の状態と同様に受け枠やホルダーに挿入し固定することが条件となります。

また、固定として艇側の受け枠や固定カップを用いない場合は、アンプがしっかりと艇に固定されている場合に限り、艇重量に含まれるものとします。

質問事項③

舵手つき艇コックスに使用されている「マイク&ケーブル」は、端子がコックスボックスに固定されていても艇を返した場合にぶらぶら動く状態となるので、艇重量に含まれないと解釈してよいか。

【回答】

マイクとそのケーブルについては、コックスが装着し、コックスボックス本体(アンプ)と端子接続するものであることから、艇重量には含まれません。

注)今回の艇計量に関する規則改訂は、FISA(国際ボート連盟)の規則改訂に準拠するものであり、国際大会における FISA での規則運用状況を調査・勘案して、今後、同取り扱いを変更することがありますので、ご承知おきください。

また、大会要項やレースにおける審判上の注意事項、代表者会議における説明事項を充分確認して、レースに臨んでください。

以上